

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本業務は、令和5年度に「文化芸術共創プログラム」として実施したワークショップ及びフォーラムの実績を基に、更にワークショップやミーティング等を開催して成果をとりまとめ、その成果を発表するフォーラム、舞台表現、映像上映又は展示等で構成するステージイベント等を企画・運営するものである。</p> <p>※共創＝さまざまな立場の人たちと対話しながら、新しい価値を「共」に「創」り上げていくこと。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本業務を実施するにあたっては、ワークショップ、フォーラム、舞台表現、映像上映又は展示等の開催経験を有し、これを実施するための専門的知識が必要である。また、県内外から出演者、講師及びファシリテーターを選定できる人材の情報を豊富に持っている必要がある。さらに、効率的かつ戦略的な広報を展開できる者でなければならない。</p> <p>これらの条件を満たし、効果的かつ魅力的な企画を提案することが可能である者に業務を委託することが適當である。</p> <p>このため、契約相手の選定にあたっては、競争入札による価格競争には適さず、こうした分野に精通する者から提案される企画を比較検討する「一般公募型プロポーザル」により、契約相手を決定することが必要である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和6年3月22日に開催した『「清流の国ぎふ」文化祭2024県実行委員会主催事業「文化芸術共創プログラム」の運営業務委託プロポーザル評価会議』において、企画提案を評価した結果、日本イベント企画株式会社が最優秀提案者（契約交渉の相手方）として選定された。</p>